大月市学校給食センター調理及び配送業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和８年１１月

大月市

1　目的

この要領は、学校給食が教育の一環であることを理解し、「安心安全」で「おいしい」給食として、児童・生徒へ安定的かつ継続的に提供するため、複数の業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案（公募型プロポーザル方式）を受け、市の選定基準により審査したうえで委託業者を選定することを目的とする。

2　業務の概要

(1)　業務名

大月市学校給食センター調理及び配送業務委託

(2)　業務内容

別紙「大月市学校給食センター調理及び配送業務委託仕様書」のとおり

(3)　委託期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

(4)　予定上限額（消費税及び地方消費税を含まない５年間の総額）

305,800,000 円

なお、この金額は契約額の予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すものであり、提案にあたっては上記金額を超えないよう留意すること。

3　プロポーザルに関する事項

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の(1)①～⑨の要件をすべて満たしていること。

(1)　参加資格

①大月市の入札参加資格（物品・役務）を有していること。

②学校給食法のほか、学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。

③学校給食調理業務に充分な実績及び能力を有していること。

④過去３年以内に、学校給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止処分を受けていないこと。

⑤納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

⑥地方自治法施行令（昭和22 年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがされていないこと。

⑧本市の競争入札への指名停止処分を受けていないこと。

⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。

(2)　選考スケジュール

項目	日程
公募開始（公告） 選定基準公開	令和８年１１月１９日（木曜日） ホームページにて
施設見学会	令和８年１１月３０日（月曜日）
質問書の受付期限	令和８年１２月３日（木曜日）
質問書に対する回答	令和８年１２月１０日（木曜日）ホームページにて
参加表明書提出期限	令和８年１２月１４日（月曜日）
参加表明受付通知	令和８年１２月１７日（木曜日） ※電子メールで通知
企画提案書提出期限	令和８年１２月２４日（木曜日）
一次審査（書類選考）	令和９年１月７日（木曜日）
一次審査結果通知及び 二次審査日案内通知	令和９年１月１２日（火曜日） ※郵送で通知
二次審査（プレゼンテーション）	令和９年１月２５日（月曜日）
最終審査結果通知・公表	令和９年１月２６日（火曜日） ※郵送で通知、ホームページにて公表
契約締結	令和９年２月５日（金曜日）まで

(3)　施設見学について（希望者のみ）

①　施設見学受付期間

令和８年１１月２０日（金曜日）午前９時から２６日（木曜日）午後５時まで

②　申込み方法

法人名、住所、連絡先及び参加者全員の氏名を記載したものを、学校教育課学校給食担当へメールにて提出すること。（様式は任意とする）

③　見学日時

令和８年１１月３０日（月曜日）午後

※時刻は、学校教育課学校給食担当から連絡する。

④　注意事項

ア　参加人数は、１業者２名までとする。

イ　調理室に入室する者は、施設見学の日から２週間以内の腸内細菌検査の検査結果を持参するとともに、清潔な白衣、帽子、マスク、靴等を用意すること。

ウ　当日、口頭での質問は受け付けない。

(4)　質問及び回答

質問がある場合は、【様式1】質問書を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

①　質問書の提出

ア　提出期限

令和８年１２月３日（木曜日）午後５時まで

イ　提出場所・方法

学校教育課学校給食担当へ電子メール（kyusyoku-19206@city.otsuki.lg.jp）にて提出すること。

なお、件名は「大月市学校給食センター調理及び配送業務委託質問」とすること。

②　質問書の回答

質問に対する回答は、令和８年１２月１０日（木曜日）までに市ホームページにおいて周知する。

(5)　参加表明書の提出

①　提出期限

令和８年１２月１４日（月曜日）午後５時まで

②　提出方法

持参又は郵送とする。

・持参の場合は、開庁日の午前９時から午後５時までとし、事前に学校教育課学校給食担当へ連絡をすること。

・郵送の場合は、簡易書留郵便により提出すること。

③　提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を1部提出しなければならない。

ア　【様式2】参加表明書

イ　【様式3】業務実績調書

ウ　【様式4】会社概要書

エ　【様式5】参加資格に関する申立書

④　参加表明受付通知

令和８年１２月１７日（木曜日）までに、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

⑤　参加辞退

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、【様式6】参加辞退届を学校教育課学校給食担当へ事前に電話連絡の上、持参して提出すること。

なお、すでに提出された書類は返却しない。

(6)　企画提案書などの提出

参加表明受付通知を受理した業者は、次のとおり企画提案書などを提出しなければならない。なお、提案は１社１案とする。

正本１部は、下記ア、イ、ウ、エを綴り、副本は、下記イを綴り１０部提出すること。なお、各様式の右上に参加表明受付通知の【応募番号】を明記すること。

ア　【様式7】企画提案書

イ　【様式8～13】企画提案書（各様式２ページ以内とすること。）

ウ　【様式14】価格提案書

エ　【任意様式】価格提案書明細書

① 企画提案書などの提出

ア 提出期限

令和８年１２月２４日（木曜日）午後５時まで

イ 提出方法

持参とする。

提出する前日までに、学校教育課学校給食担当へ電話連絡の上、開庁日の午前９時から午後５時までに提出すること。

ウ 注意事項

Ａ４左綴じフラットファイルに綴じること。

・【様式8～13】企画提案書は、会社名及び会社ロゴマーク、又は会社を類推できるロゴマーク等の記載は一切記入しないこと。

・フラットファイルの表紙及び背表紙に、参加表明受付通知の【応募番号】と正本又は副本を明記すること。

※書類に不備・不足がある場合は受理することができない。

② 企画提案書作成要領

以下により企画提案書を提出すること。

項　目	詳　　細
1.学校給食への基本的な考え方について	学校給食の意義や特色に対する理解と取り組み姿勢について
	食育の推進について
	地産地消の推進について
2.衛生管理、危機管理について	業者としての衛生管理体制や考え方について
	従事者の健康管理の体制について
	食中毒、異物混入等の防止対策及び事故発生時の対処体制について
	アレルギー対応について
	施設設備のトラブル、事故発生時の対処体制について
	配送中の事故及び車両故障発生時の対処体制について
	災害発生時の対応について
3.調理・配送従事者の配置について	従事者の雇用計画について
	従事者の配置体制、配置人数、労働条件、業務責任者の配置について
	従事者の休暇や退職等における代替者の確保について
	当初から万全の体制で安定した実施ができるのか
4.調理・配送従事者の教育について	従事者に対する教育及び研修体制について
	業務開始までの取り組み計画、移行準備体制について

5.受託実績・独自提案について	委託業務実績、業務履行困難となった場合の代行保証体制について
	本事業における独自提案、その他市に対するアピールポイント
6.企業理念・経営状況について	企業理念について
	経営状況について

4　優先交渉権などの選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査及び優先交渉権者選定は、大月市学校給食センター調理及び配送業務委託優先交渉権者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の方法で行う。

なお、選定基準については別添のとおりとする。

(1)　一次審査

一次審査は、公募参加希望者が４者以上の場合実施し、二次審査へ参加する公募参加者を選定する。

(2)　二次審査

・二次審査は、審査項目に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し行う。選定委員会が、別添選定基準により順位を決定し、優先交渉権者を選定する。

・プレゼンテーションの時間は、３０分（説明１５分、質疑応答１５分）の予定で実施する。

・提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

・プレゼンテーションの順番は、参加表明書の届け出順とする。

・プレゼンテーションの実施会場、日時については別途通知する。

(3)　選定結果の通知

選定結果は、全参加者に郵送にて通知するとともに、優先交渉権者を大月市ホームページ上で公表する。

なお、選定結果に関する異議申立等は一切受け付けない。

5　契約

(1)　契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務に係る契約を締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない。

(2)　次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

(3)　契約条項等

大月市財務規則（平成21年3月27日規則第7号）などの定めるところによる。

6　プロポーザル参加に際しての留意事項

(1)　失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア　参加表明書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合

イ　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　他の公募参加者と提案内容などについて相談を行った場合

オ　優先交渉権者選定終了までの間に、他の公募参加者に対して提案内容を意図的に開示した場合

カ　契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

キ　プレゼンテーションの時間に遅れた場合

ク　事務局以外の者に対して質疑等の連絡を行った場合

(2)　留意事項

ア　提出された企画提案書などは返却しない。

イ　提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、及び再提出は認めない。

ウ　提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。

エ　企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて公募参加者の負担とする。

オ　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて公募参加者が負うものとする。

カ　提出された書類は大月市情報公開条例、及び大月市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

キ　企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、又は使用することはできない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

大月市教育委員会　学校教育課　学校給食担当

〒401-0004　山梨県大月市賑岡町強瀬 1160 番地 1

電話 0554-22-4747　ファックス 0554-22-4763

メールアドレス　kyusyoku-19206@city.otsuki.lg.jp